

教員免許更新制について

私立学校教員向け

1 更新制の概要

- 更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すことを目的に、平成 21 年 4 月 1 日から導入。
- 原則として 10 年ごとに合計 30 時間以上の「免許状更新講習」を受講し、免許管理者である都道府県教育委員会（※ 1）に「更新講習修了確認の申請」を行うことで免許状が更新。
- 現職教員（※ 2）が更新手続きを怠った（失念した）場合は、所持するすべての免許状が失効する。（更新講習受講・修了と都道府県教委への修了確認申請のいずれが欠けてもだめ。）

（※ 1）現職教員・・・勤務校が所在する都道府県教育委員会
現職教員以外・・・住所地の都道府県教育委員会

（※ 2）この「現職教員」には、修了確認期限まで講師であった者も含まれるので、注意。

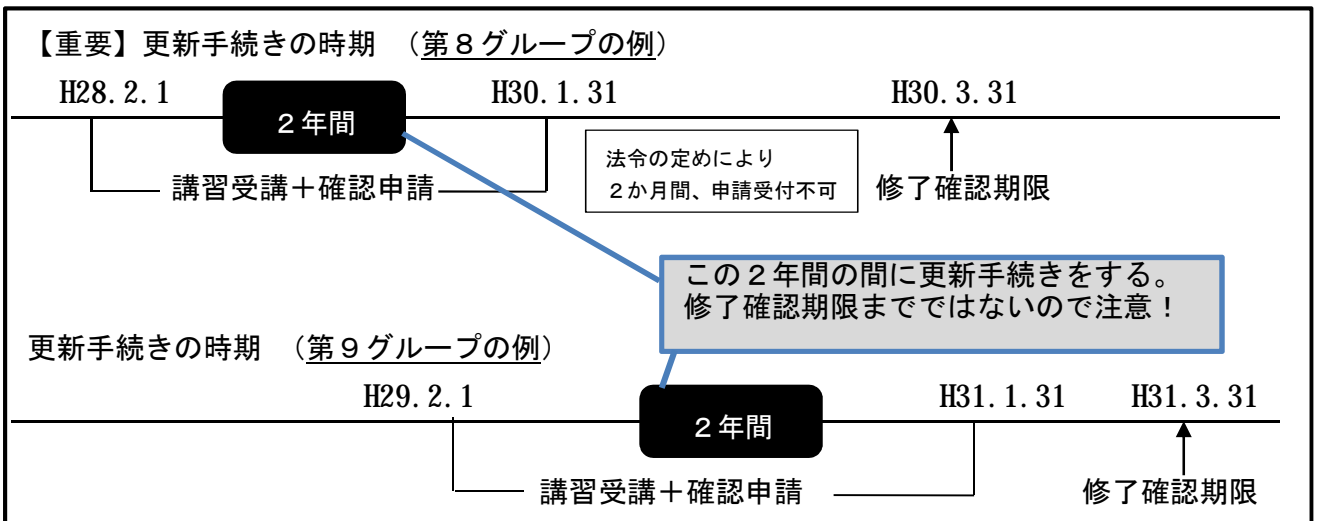
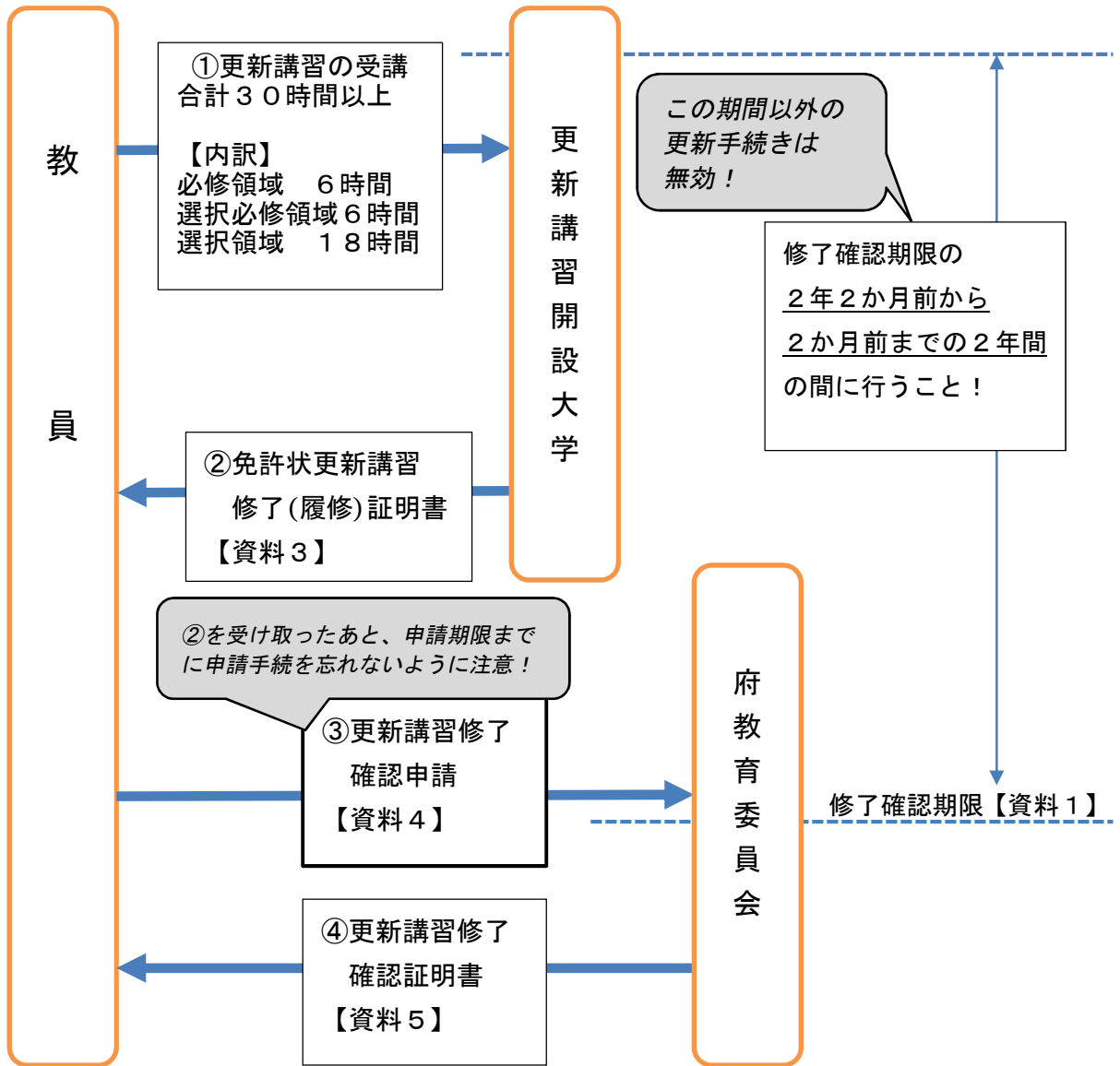
2 新免許状所持者と旧免許状所持者【資料 8】

	新免許状所持者の免許状	旧免許状所持者の免許状
①この免許状を持っているのは誰か	平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて免許状を授与された者	平成 21 年 3 月 31 日以前に何らかの免許状を授与された者 (例) 平成 21 年 3 月 31 日以前に最初の教員免許状を授与された者が、平成 21 年 4 月以降に別の教員免許状を授与された場合、その免許状にも「有効期間の満了の日」の記載はされない（旧免許状という取扱いは変わらず）。
②免許状の有効期間は何年か	10 年間 免許状に「有効期間の満了の日」として記載あり。	・免許状自体に有効期限の記載はない。 ・ただし、「修了確認期限」が設定され、事実上 10 年間。 ・更新制の手続きを終えた者は「更新講習修了確認証明書」または「免許状更新講習免除証明書」「修了確認期限延期証明書」に次回の修了確認期限の記載あり
③最初の有効期間（修了確認期限）の年月日はいつか	所要資格（学位＋単位）を得てから 10 年後の年度末	満 35 歳、45 歳、55 歳に達する年度末 【資料－P 1 参照】 * 栄養教諭免許状所持者は別の定めあり
④更新手続きを怠った場合はどうなるのか	所持するすべての免許状が失効する。 【現職教員であるかないかは関係なし】	修了確認期限を(1)(2)どちらで経過するかで取扱いは異なる。 【(1)現職教員の場合】→所持する免許状のすべてが失効 【(2)それ以外の場合】→失効しないがそのままでは教職に就くことができない（免許状がいわゆる“休眠状態”になる）☞P 3

- ◆ 「新免許状所持者」も「旧免許状所持者」も、更新制の手続きを行うことによって、新たな免許状が発行されることはありません。免許状自体を作りかえるというのではなく、当初授与された教員免許状のほかに、更新制の証明書が別途発行されるので、手続きをして以降は、免許状の原本と更新制の証明書をセットで保管することになります。

以下、旧免許状所持者に関する説明

3 更新手続きの基本的な流れ（旧免許状所持者の場合）



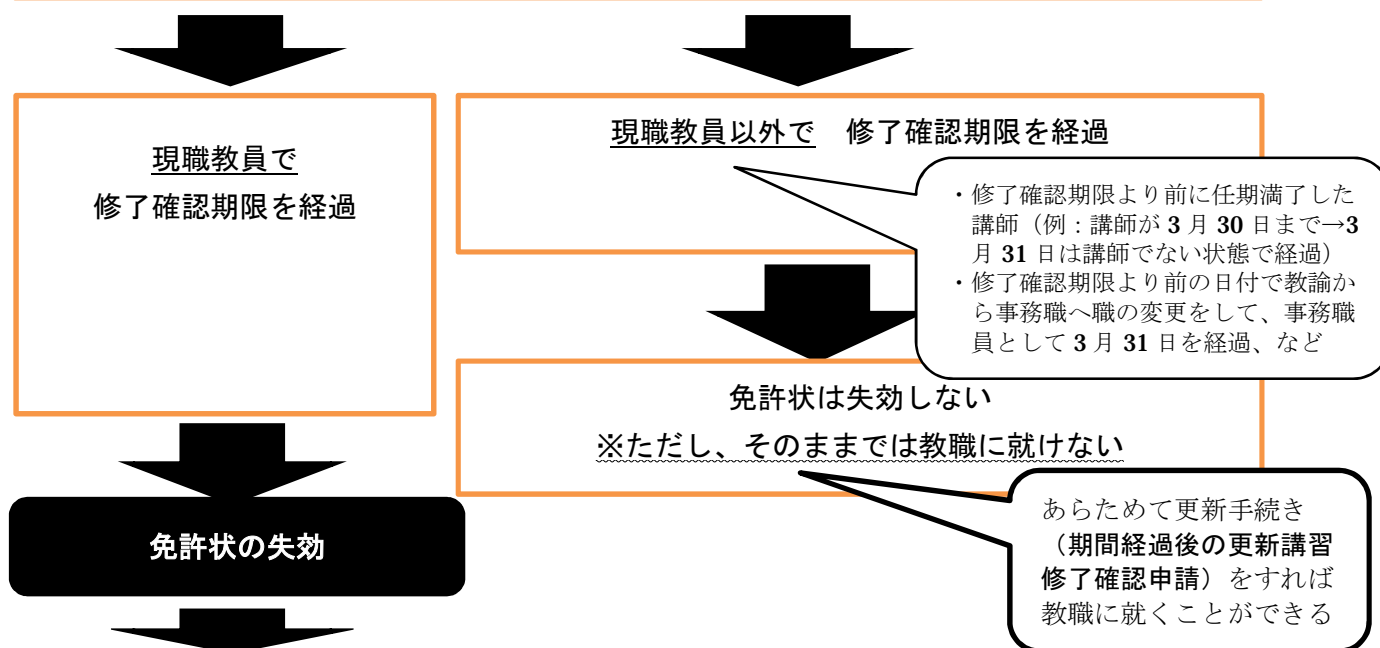
〔留意点〕

- ・ 更新手続きを完了すれば、所持している免許状のすべてが更新される。
- ・ 更新手続きを完了しても、古い免許状に代えて新しい免許状が交付されるのでなく、更新されたかどうかは、別途、交付される「④更新講習修了確認証明書」で確認する。
したがってこれからは、教員免許状の原本と、更新制の手続によって交付された証明書（更新講習修了確認証明書や修了確認期限延期証明書など）とを、あわせて保管・管理する。（←そのため紛失しないよう大切に保管する！これらの証明書は再発行できない）
- ・ 更新講習修了確認証明書には、原則、更新した免許状すべてが記載されるが、「③更新講習修了確認申請」の際、所持する免許状（写）の一部について提出を忘れた場合、記載されないことがある。この場合であっても当該免許状の更新は有効である。

4 更新制による失効

■ 修了確認期限の2年2か月前から2か月前の2年間において

- ①更新講習を受講しなかった、又は30時間以上履修しなかった
- ②更新講習は修了したが、更新講習修了確認申請の手続きをしなかった
- ③講習の免除対象者であったが、免除の申請手続きをしなかった
- ④修了確認期限の延期事由があったが、延期の申請手続きをしなかった



失効した場合でも

- （ア）更新講習の受講・修了による更新講習履修証明書の添付
- ＋（イ）免許状の授与申請 により免許状の授与を受けることができる。
（ただし新たに授与される教員免許状には「有効期間の満了日」が記載され、いわゆる「新免許状」としての取扱いになる。）
- ※（ア）は、所要資格を得てから10年以上が経過している場合に必要となる。
- ※更新制による失効は、免許法10条による失効とは異なり授与禁止期間（例：失効から3年経過により授与申請ができるというような期間）はない。

5 免許状更新講習

(1) 更新講習の受講対象者

職名	受講義務	受講の可否	免許状更新講習の免除申請	修了確認期限の延期申請
校長、副校長、園長、副園長、 教頭、主幹教諭、指導教諭、 学校法人の理事等(※)	あり	受講できる	認められる(申請した場合のみ)	法令で定める一定の事由に該当すれば、延期申請できる
教諭、助教諭、養護教諭、 栄養教諭、講師(常勤・非常勤)、 幼保連携型認定こども園の保育教諭等			認められない	
実習助手、寄宿舎指導員、 学校栄養職員、養護職員 (教員免許状所持者)	なし	受講できる		
教職に就こうとする者 (もと教員、雇用内定者等)		受講できる		
認可保育所の保育士、幼稚園 の預かり保育担当の保育士 (幼稚園教諭免許状所持者)		受講できる		
法人事務職員、補助員等		受講できない		

受講する際には学校長(園長)が「受講対象者」の証明をする。
(受講申込書に証明欄あり)

(※) 職名の「園」には、幼稚園のほか、幼保連携型認定こども園も含む。

(2) 更新講習の概要 (注) 受講料の金額表示はあくまで目安であり(1時間当たり千円程度)、実際の額は開設者により異なります。

(例)	開設者	講習の名称	時間数	講習の期間	受講料(注)	受講人数	対象職種
必修領域	大阪教育大学	教育の最新事情	6時間	H29.8.3	6,000円	100人	
選択必修領域	大阪教育大学	学校、家庭並びに地域の連携及び協働	6時間	H29.8.4	6,000円	80人	
選択領域	〇〇大学	特別支援教育と学習理論の現在	18時間	H29.8.25	18,000円	50人	教諭 養護教諭

1講座18時間のもののほか、選択領域6時間×3講座の受講も可能。
なお、更新講習として認定されているものであれば、必ずしも1つの大学で計18時間を受講することを要しない。(複数大学での受講で合計18時間とすることも可)

① 受講すべき講習と時間数

合計30時間以上の受講・修了が必要。最終日に修了認定試験あり。

(なお領域ごとの内訳の定めあり。必修領域6時間、選択必修領域6時間、選択領域18時間)

② 職に応じた受講

選択領域に関しては、現時点の「職」に応じた受講が必要(旧免許状所持者)。

(A) 教諭⇒教諭用 (B) 養護教諭⇒養護教諭用 (C) 栄養教諭⇒栄養教諭用(兼ねた講習もあり)

※ ここでいう「教諭」とは、「養護教諭・栄養教諭以外の者」という意味なので、講師などの職名で区分されているものではない。

◆ なお、新免許状所持者は、所持する免許状の種類に応じた受講となる。

したがって例えば、中学校教諭免許状と養護教諭免許状を有する新免許状所持者が選択領域の講習を受ける場合、「教諭用」と「養護教諭用」とを兼ねた選択領域の講習を受講すれば、18時間ですむ。(新免許状所持者の場合、養護教諭用単独の講習18時間を受講してしまうと、教諭用18時間も別途、受けなければならなくなるので、注意。)

③受講できる大学等

更新講習は開講を希望する大学等(※)が文部科学省に申請することにより同省が毎月認定する。
(※)大学、短大のほか、公益財団法人、一般社団法人なども文科省の認定を受けて開講している。
住んでいる都道府県かどうかや、出身校であるかに関係なく、全国どこの大学等でも受講可能。
合計30時間以上の修了であれば、必修領域と選択必修領域をA大学、選択領域のうちB大学で6時間、C大学で12時間といった複数の大学での受講も可能。

④講習開講時期

夏季休暇時期の開講が多いが、最近では秋期の開講や、e-ラーニング（通信制のテキスト履修やインターネット受講を経て、修了試験を定められた日時・会場で行うパターン）も増えている。
なお、桜美林(おうびりん)大学では機器の貸与を受けてインターネットへの接続による受講・試験方式を実施している。

更新講習開設情報へのアクセス

文部科学省 HP で検索



6 免許状更新講習の免除

(1) 免除対象者（免除申請によって免除が受けられる者）

① 教員を指導する立場の職

- ・ 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭(主幹保育教諭)、指導教諭(指導保育教諭)
(上記の園には幼稚園のほか、幼保連携型認定こども園も含む。(ただし保育園は含まない。))
- ◆ 大阪府教育委員会では、私立学校・園で教員を指導する立場の職にあつて上記の職名でない者の免除申請に関しては、その職が法律上の上記の職の職務に相当し免除職に該当するかどうかにつき、事前に学校法人の理事長から協議を行わせることとしている。
(たとえば「主任」や「教頭補佐」などの職は、法律で職務内容が規定された職務ではない「学校法人独自の職」だが、事前協議によって法律で規定のあるどの指導職の職務に相当するのかが確認している。)
- ・ 府内に幼稚園・小・中・高等学校・義務教育学校・中等教育学校または特別支援学校を設置する私立学校法人の理事の職にある者(幼稚園には幼保連携型認定こども園も含む。)

② 優秀教員表彰者

- ・ 各教科の指導法または生徒指導その他その者の所持する免許状に係る知識技能が優秀であることについて表彰を受けたことのある者
(例：文部科学大臣優秀教員表彰。ただし表彰日が修了確認期限から遡って10年以内のもの)

③ 免許状更新講習の講師を務めたこと(修了確認期限の2年2か月前～2か月前までの2年間で)

(2) 免除申請の時期

- ・ 修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間。
この申請期間内に、現職教員(上記(1)①の職にある者、または現職教員として上記(1)②もしくは(1)③に該当している者)のみ免除申請が可能。
- ・ 自動的に免除されるものではなく申請が必要【資料6】。免除の申請を怠った場合、他の受講義務者と同様に免許状は失効する。
- ・ 免除申請は、免除事由に該当する修了確認期限にかかる更新講習の受講免除であり、次回(10年後)にはあらためて更新手続きが必要。

(3) 免除事由があることを判断する時期

- ・ 免除申請日において、現職かつ免除職であれば申請可能。その後、免除職に該当しなくなっても差支えない（免除申請によって次の修了確認期限が設定されれば、その期限までに手続きすればよい）。

7 修了確認期限の延期 【延期申請は申請時点で現職教員(教諭・講師等)であることが必要。】

(1) 延期事由（更新講習の課程を修了できないやむをえない事由）

- ① 休職中であること
- ② 産前及び産後の休業、育児休業、病気休暇（引き続き 90 日以上）、介護休業中であること
- ③（旧免許状所持者のみ）修了確認期限からさかのぼって 10 年以内に新たな教員免許状の授与を受けたこと

（例）第 8 グループ 修了確認期限 H30. 3. 31 （※ 更新制の申請手続可能期間 H28. 2. 1～H30. 1. 31）

中学校教諭免許状（数学） 授与日：平成 20. 3. 31 （←つまり「旧免許状所持者」）

中学校教諭免許状（理科） H27. 1. 31 取得（※の期間に入れば延期申請可能）

⇒H37. 1. 31 まで延期できる。

（つまり、H27. 1. 31 から最大 10 年後まで修了確認期限を延期できる。）

[※例としては、上記のような中学校または高等学校免許状所持者で同校種他教科の免許状の取得のほか、他校種の免許状の取得や、一種免許状所持者で専修免許状の取得などがある。]

- ④ 指導改善研修中であること
- ⑤ 海外派遣中であること（在外教育施設等への派遣）
- ⑥ 教員となった日から修了確認期限までの期間が 2 年 2 か月未満であること
- ⑦ 専修免許状の取得のための課程に在籍していること
- ⑧ 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
- ⑨ その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること

(2) 延期申請の時期

- ・ 修了確認期限の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間。
 - ・ 自動的に延期されるものではなく、申請が必要【資料 7】。延期申請手続きを怠った場合、他の受講義務者と同様に免許状は失効する。
- ※「修了確認期限延期申請書」には延期事由に該当する旨の証明欄あり（学校長による証明）

(3) 延期事由があることを判断する時期

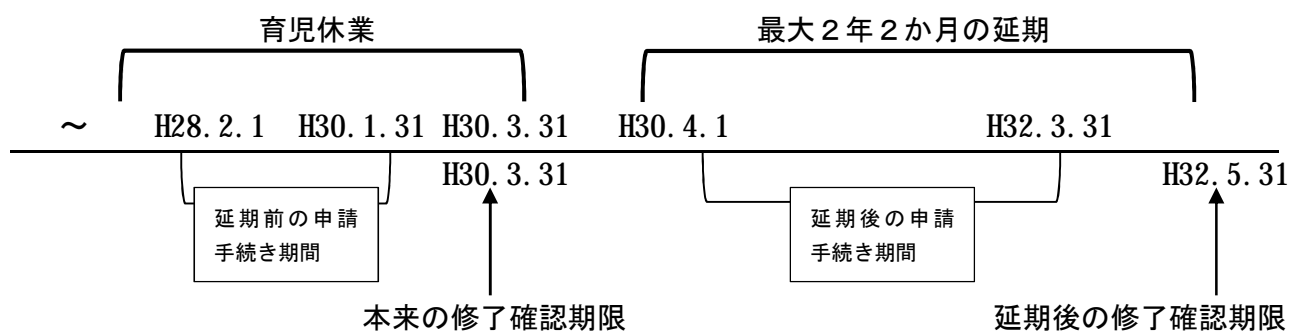
- ・ 割り振られた更新講習の受講時期（修了確認期限の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間）中に延期事由に該当しているかを判断。

(4) 延期できる期間

- ・ 延期事由がなくなってから、最大 2 年 2 か月の範囲で延期できる。（上記延期事由(1)③以外）
- ・ 延期期間は上記の範囲で申請者が任意に決定できるが、延期する前に更新講習を一部履修している場合は、その履修が更新に有効なものとはカウントできないことがあるので注意（※）。

(4) 延期できる期間

- ・ 延期事由がなくなってから、最大2年2か月の範囲で延期できる。(上記(1)③の事由は除く)
- ・ 延期期間は上記の範囲で申請者が任意に決定できるが、延期する前に更新講習を一部履修している場合は、その履修が更新に有効なものとカウントできないことがあるので注意(※)。



※修了確認期限を延期することによって、更新の申請手続き期間も延期される。

上図の例によれば、次のとおり。

(延期前) H28年2月1日からH30年1月31日の2年間

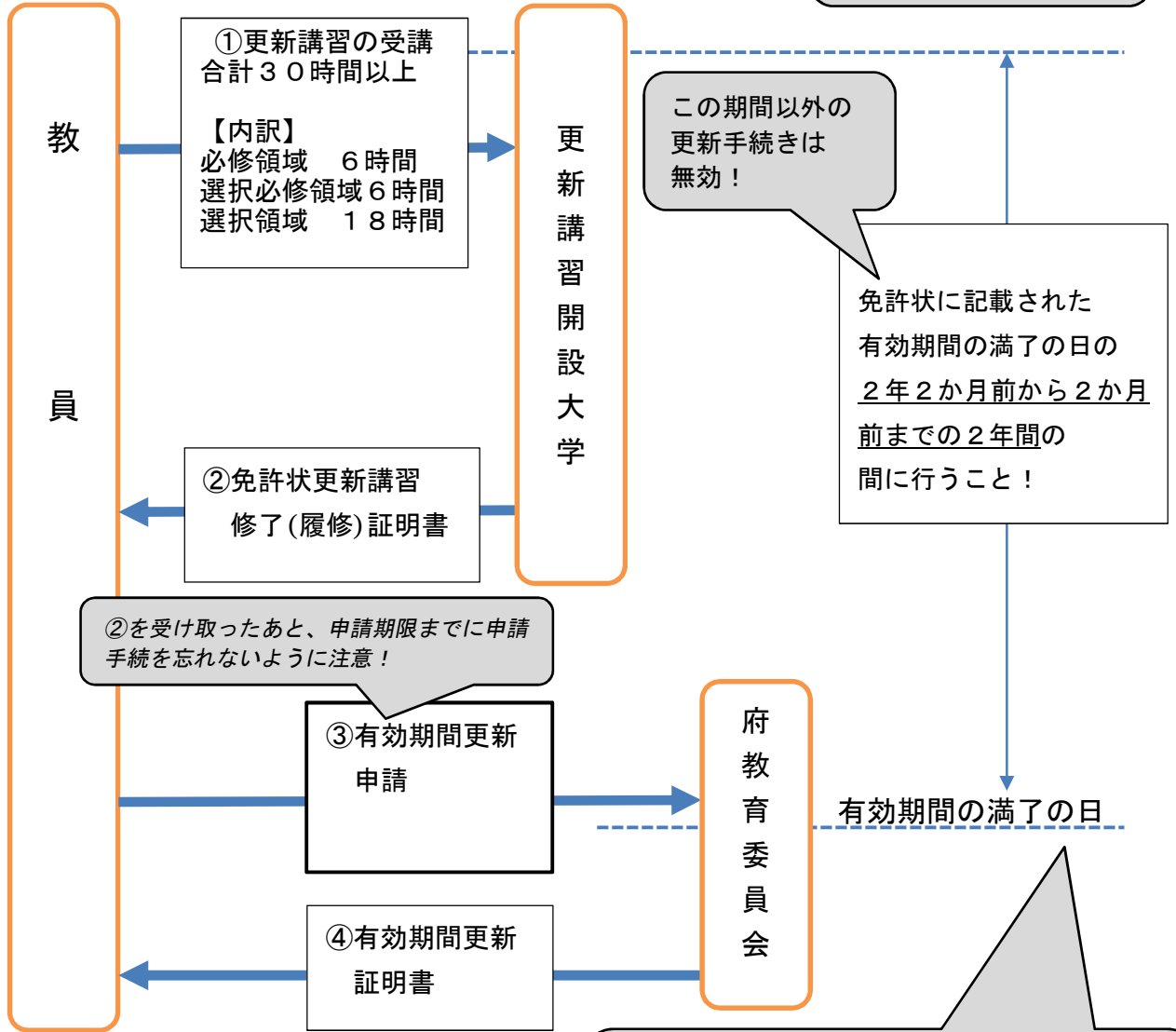
(延期後) H30年4月1日からH32年3月31日の2年間(★)

もし、延期後の申請手続き期間(★の期間)より以前に履修・修了していた更新講習があったとしても、更新に有効な講習とカウントされない。

新免許状所持者に関する説明

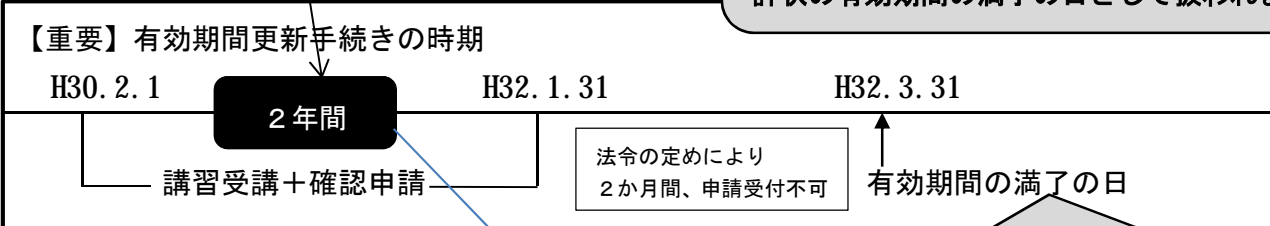
新免許状には「有効期間の満了の日」が記載されています！

※ 更新手続きの基本的な流れ（新免許状所持者の場合）



◆注意◆ 「有効期間の満了の日」の「2年2か月前」より前に受講した講習は、無効！

有効期間の満了の日が異なる複数の新免許状をお持ちの場合
→最も遅い有効期間の満了の日が、すべての免許状の有効期間の満了の日として扱われます。



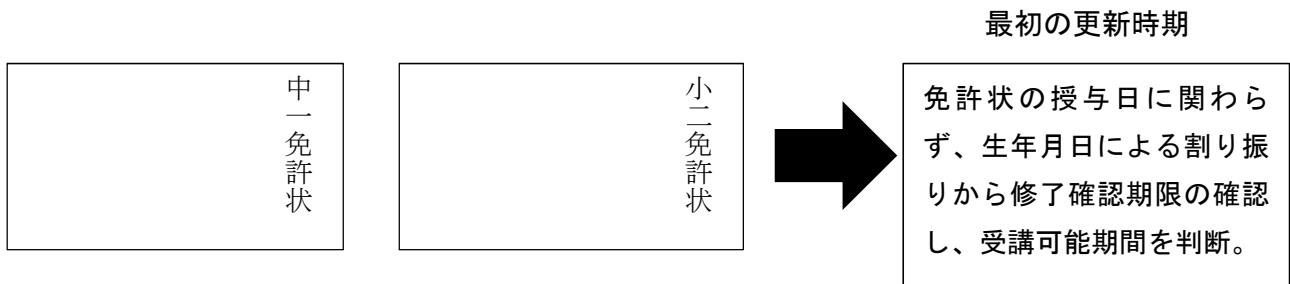
この2年間の間に更新手続きをする。
(申請期限は有効期間の満了の日の2か月前であることに注意！)

◆有効期間の満了の日は免許状授与申請時点ではなく、基礎となる資格を得た日を基準に決まります。
(例：教員免許状をまったく所持していない人で、免許状授与の基礎資格(学位や単位認定)を得た日がH20. 3. 31で、しばらく申請せず2年後のH22. 3. 31に免許状授与申請をした場合、有効期間の満了の日はH32. 3. 31ではなく、H30. 3. 31となります。)

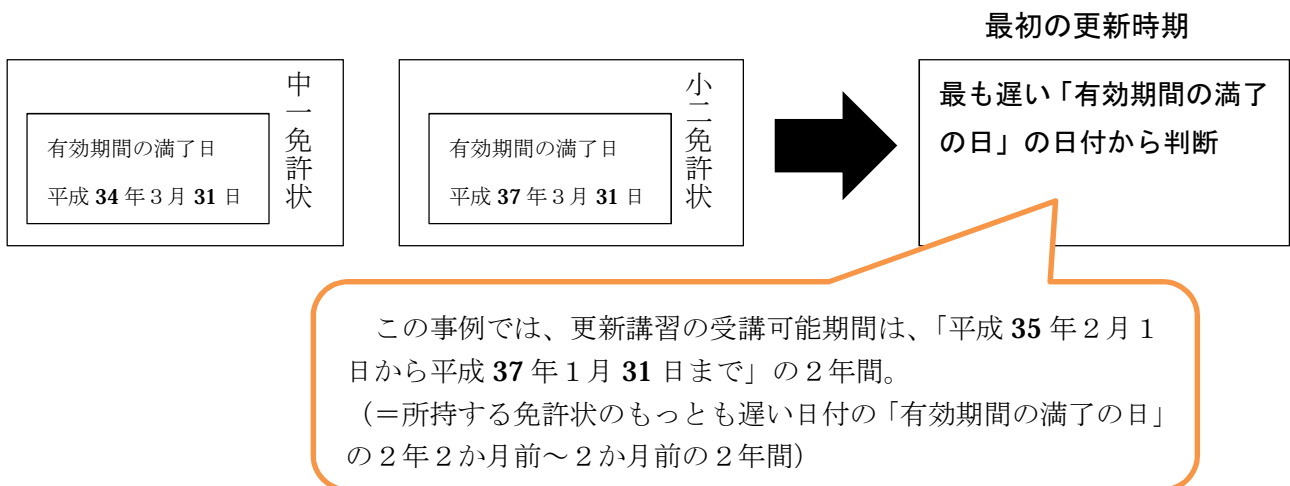
■新免許状所持者の留意点

(A) 【旧免許状所持者】

(中学校教諭一種免許状を所持し、後日、小学校教諭二種免許状の授与を受けた教員のケース)



(B) 【新免許状所持者】(同上)



失敗事例

- ・ 生年月日の割り振りに従って更新手続きをしてしまい、その更新講習の受講が無駄になってしまった。
- ・ 最初に取得した免許状記載の有効期間の満了の日 (★) に従って更新手続きをしてしまい、その更新講習の受講が無駄になってしまった。

(★) 上記の新免許状所持者の例では、元々「有効期間満了の日 H34. 3. 31」の中免を所持していた中学校で勤務する教員が、後日、小学校教諭免許状を取得して、小免には「有効期間満了の日 H37. 3. 31」と記載されている場合、現に中学校の教員である(小免を使っていない)からといって、中免の有効期間の満了の日を基準として更新講習を受講してはいけない。

その者の有効期間の満了日は、あくまで「平成 37 年 3 月 31 日」である。

この取扱いは、その者が中学校の教員であるか、小学校の教員であるか、あるいは教員免許状を有するだけの教員でない者(非現職)であるかは問われず、すべて同じ取扱いとなる。

免許状更新講習を受講し、更新講習履修証明書が大学から届いた方や
免除・延期申請をしようとする方の、大阪府教委への申請手続きについて

すでに更新講習開設大学等で30時間以上の講習を受講し、所定の時間数の「講習履修証明書」がお手元に届いた方は、必ず大阪府教育委員会に「更新講習修了確認申請」を行ってください。

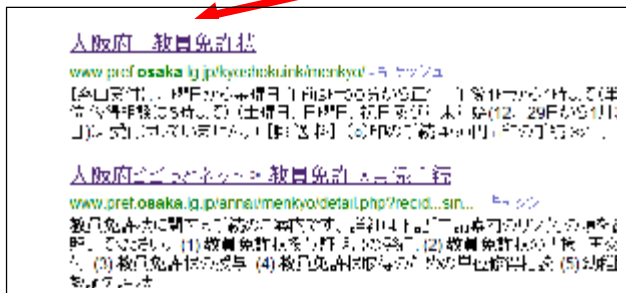
申請書の様式・申請方法・申請に必要な書類は大阪府ホームページに掲載しています。

更新制の手続きのページへ簡単に入る方法

- 1) ホームページ検索サイトから「大阪府 教員免許」と入力。検索ボタンをクリック。
(大阪府と教員免許の間は1文字開けるのがコツ。)

大阪府 教員免許 検索 ←CLICK!

- 2) 検索結果が出てきたら、「大阪府／教員免許状」のリンクをクリック。



- 3) 大阪府ホームページの「教員免許状」のページが開きます。

「B 教員免許更新制」の見出しの下に、それぞれ手続きの案内ページへスキップできるリンクがあります。



次のページへつづく

- ① 更新講習の受講を終えて、履修証明書が届き、更新講習修了確認申請ができる状態の方
→ B-2 「【更新】免許状更新講習の修了・履修による更新講習修了確認の申請手続」のリンクをクリック。
- ② 免除対象職にあたるなどにより、更新講習免除の申請ができる方
→ B-5 「【免除】教員を指導する立場にある者等による免許状更新講習免除の申請手続」のリンクをクリック。
- ③ 修了確認期限の延期申請をしようとする方
→ B-4 「【延期】休職・休業や新たな免許状の取得等による修了確認期限延期の申請手続」のリンクをクリック。

(※「私立学校の免許状更新講習受講免除の職に関する協議について」は、上記B-5のリンクから入る免除申請のページ内のリンクから入ってください。)

「教員免許状」のページへ入るためのリンク↓

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/menkyo/index.html>

「教員免許更新制について」(私立学校向け) 作成：大阪府教育庁 教職員室 教職員企画課 免許グループ
--

【資料 1】

■旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り

(表 1)

平成 21 年 (2009 年) 3 月 31 日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちの方 (平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方を除きます) の最初の修了確認期限

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間	次の修了確認期限
①	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日 昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 50 年 4 月 2 日～昭和 51 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日 (2011 年 3 月 31 日)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 1 月 31 日	平成 33 年 3 月 31 日 (2021 年 3 月 31 日)
②	昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 2 日～昭和 42 年 4 月 1 日 昭和 51 年 4 月 2 日～昭和 52 年 4 月 1 日	平成 24 年 3 月 31 日 (2012 年 3 月 31 日)	平成 22 年 2 月 1 日 ～平成 24 年 1 月 31 日	平成 34 年 3 月 31 日 (2022 年 3 月 31 日)
③	昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日 昭和 42 年 4 月 2 日～昭和 43 年 4 月 1 日 昭和 52 年 4 月 2 日～昭和 53 年 4 月 1 日	平成 25 年 3 月 31 日 (2013 年 3 月 31 日)	平成 23 年 2 月 1 日 ～平成 25 年 1 月 31 日	平成 35 年 3 月 31 日 (2023 年 3 月 31 日)
④	昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日 昭和 43 年 4 月 2 日～昭和 44 年 4 月 1 日 昭和 53 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日	平成 26 年 3 月 31 日 (2014 年 3 月 31 日)	平成 24 年 2 月 1 日 ～平成 26 年 1 月 31 日	平成 36 年 3 月 31 日 (2024 年 3 月 31 日)
⑤	昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日 昭和 44 年 4 月 2 日～昭和 45 年 4 月 1 日 昭和 54 年 4 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日	平成 27 年 3 月 31 日 (2015 年 3 月 31 日)	平成 25 年 2 月 1 日 ～平成 27 年 1 月 31 日	平成 37 年 3 月 31 日 (2025 年 3 月 31 日)
⑥	昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日 昭和 45 年 4 月 2 日～昭和 46 年 4 月 1 日 昭和 55 年 4 月 2 日～昭和 56 年 4 月 1 日	平成 28 年 3 月 31 日 (2016 年 3 月 31 日)	平成 26 年 2 月 1 日 ～平成 28 年 1 月 31 日	平成 38 年 3 月 31 日 (2026 年 3 月 31 日)
⑦	昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日 昭和 46 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日 昭和 56 年 4 月 2 日～昭和 57 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月 31 日 (2017 年 3 月 31 日)	平成 27 年 2 月 1 日 ～平成 29 年 1 月 31 日	平成 39 年 3 月 31 日 (2027 年 3 月 31 日)
⑧	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日 昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 48 年 4 月 1 日 昭和 57 年 4 月 2 日～昭和 58 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日 (2018 年 3 月 31 日)	平成 28 年 2 月 1 日 ～平成 30 年 1 月 31 日	平成 40 年 3 月 31 日 (2028 年 3 月 31 日)
⑨	昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日 昭和 48 年 4 月 2 日～昭和 49 年 4 月 1 日 昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日 (2019 年 3 月 31 日)	平成 29 年 2 月 1 日 ～平成 31 年 1 月 31 日	平成 41 年 3 月 31 日 (2029 年 3 月 31 日)
⑩	昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日 昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日 昭和 59 年 4 月 2 日～	平成 32 年 3 月 31 日 (2020 年 3 月 31 日)	平成 30 年 2 月 1 日 ～平成 32 年 1 月 31 日	平成 42 年 3 月 31 日 (2030 年 3 月 31 日)

※ 昭和 30 年 4 月 1 日以前に生まれた方で、平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する方については、修了確認期限は設定されません。

そのため更新講習を受講・修了しなくても教員免許状は失効しません。受講免除の申請も不要です。

(ただし、平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状を所持する方は、生年月日にかかわらず表 2 を適用。)

(表 2)

平成 21 年 (2009 年) 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方 (栄養教諭以外の職にある方も該当します) の最初の修了確認期限

	栄養教諭免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間	次の修了確認期限
①	平成 18 年 3 月 31 日以前に栄養教諭免許状を授与された者	平成 28 年 3 月 31 日 (2016 年 3 月 31 日)	平成 26 年 2 月 1 日 ～平成 28 年 1 月 31 日	平成 38 年 3 月 31 日 (2026 年 3 月 31 日)
②	平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 29 年 3 月 31 日 (2017 年 3 月 31 日)	平成 27 年 2 月 1 日 ～平成 29 年 1 月 31 日	平成 39 年 3 月 31 日 (2027 年 3 月 31 日)
③	平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 30 年 3 月 31 日 (2018 年 3 月 31 日)	平成 28 年 2 月 1 日 ～平成 30 年 1 月 31 日	平成 40 年 3 月 31 日 (2028 年 3 月 31 日)
④	平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 31 年 3 月 31 日 (2019 年 3 月 31 日)	平成 29 年 2 月 1 日 ～平成 31 年 1 月 31 日	平成 41 年 3 月 31 日 (2029 年 3 月 31 日)

※ 旧免許状所持者で、平成 21 年 4 月 1 日以後に栄養教諭免許状を初めて授与された場合は、この表ではなく (表 1) により生年月日に応じて最初の修了確認期限が割り振られます。

- ◆ 「次の修了確認期限」の日付は、『更新講習修了確認申請』または『免許状更新講習免除申請』を行った方が該当し、『修了確認期限延期申請』や『修了確認期限経過後の更新講習修了確認申請』を行った者については、その日付とはなりませんのでご注意ください。

【資料2】免許状更新講習受講申込書（例） [大学等によって若干書式は異なります。]

大阪府立大学 免許状更新講習受講申込書

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな 氏名		申込印	印	生年月日	昭和 年 月 日
連絡先	(〒 都道府県 市区町村)	(TEL) (携帯)			
	E-mailアドレス (※Word等のファイルを受信できるもの)				
受講対象者の区分 <small>※①～④の中から該当する区分に記入してください。</small>	①小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務している者	(勤務校)	(職名) <small>該当欄を○で囲んでください。</small> 教諭・助教諭・講師 養護教諭・養護助教諭 実習助手・寄宿舎指導員 学校栄養職員・養護職員		
	②教員採用内定者・教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)			
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等の元勤務先)			
	④その他	(勤務先)	(職名)		

※事務処理欄

(顔写真)

縦 36～40
横 24～30
mm

○ 所持する免許状について記入してください。※記入の方法は裏面を参照ください。

免許状の種類	教科	特別支援教育領域

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、別紙に記入し添付してください。

修了確認期限・有効期間の満了の年月日	平成 年 月 日
--------------------	----------

○ 受講希望講習について記入してください。

区 分	講習の名称	開 設 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

〔証明者記入欄〕 ※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は裏面を参照ください。(証明書類の添付でも可)

上記の者は教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者に該当する。

平成 年 月 日

(証明者名)

印

学校長による証明
(上の欄の「受講対象者区分」の区分欄①「学校・園に勤務している者」であることを証明する。)

【資料4】更新講習修了確認申請書

第二十一号様式（旧免） ※修了確認期限を過ぎている方または新免許状所持者は、この様式を使用しないでください。

大 阪 府 証 紙

3,300円分の大阪府証紙を貼付してください。

(収入印紙はこの申請では使用できません。間違えないようご注意ください。)

更新講習修了確認申請書

平成 年 月 日

大阪府教育委員会 様

フリガナ 氏 名	生年月日	昭和	年	月	日
現住所 電話番号	本籍地			都 道 府 県	
勤務（予定）校・機関	職名				

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を申請します。

1 有する免許状（この表の下にある記載例を参考にしてください。）

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免 許 状 に 記 載 の 氏 名	免 許 状 に 記 載 の 籍 地

【記載例】

高等学校教諭1種 国語	平20高1 第〇〇〇〇号	平21. 3. 31	大阪府 教育委員会	大阪 花子	大阪府
----------------	-----------------	------------	--------------	-------	-----

※ 記載欄が足りない場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）認定年月日	対象免許種
【④平成27年度までの受講分】 教職についての省察並びに子ども の変化、教育政策の動向及び 学校の内外における連携協力に 関する事項 【⑧平成28年度以降受講分】 ・必修領域 ・選択必修領域		平成 年 月 日 平成 年 月 日 （④は1行目のみ、⑧は1行目に必修 領域、2行目に選択必修領域について 記入）	
【平成27年度までの受講分】教科 指導、生徒指導その他教育の 充実に関する事項 【平成28年度以降受講分】 ・選択領域		平成 年 月 日 平成 年 月 日	教 養 栄 教 養 栄

備考1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付してください。

2 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。

3 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入すること。（複数に○印を記入することも可能）

【資料5】更新講習修了確認証明書

平二四第 号

更新講習修了確認証明書

本籍地 大阪府
氏名
昭和 年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了したことを教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項の定めるところにより確認する。（平成十九年法律第九十八号）
次の修了確認期限は同条第三項第一号の定めるところにより平成三十五年三月三十一日とする。

平成二十四年 月 日

大阪府教育委員会

記

免許状の種類	授与年月日	授与権者	免許状の番号	免許状に記載する本籍地	免許状に記載する氏名
○ 中学校教諭二級普通免許状（普通） <td>昭和 年 月 日 <td>奈良県教育委員会 <td>昭 中一第 号 <td>大阪府</td> <td>**</td> </td></td></td>	昭和 年 月 日 <td>奈良県教育委員会 <td>昭 中一第 号 <td>大阪府</td> <td>**</td> </td></td>	奈良県教育委員会 <td>昭 中一第 号 <td>大阪府</td> <td>**</td> </td>	昭 中一第 号 <td>大阪府</td> <td>**</td>	大阪府	**
○ 免許状の種類 <td>授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td></td>	授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td>	授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td>	免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td>	免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td>	免許状に記載する氏名
○ 免許状の種類 <td>授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td></td>	授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td>	授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td>	免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td>	免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td>	免許状に記載する氏名
○ 免許状の種類 <td>授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td></td>	授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td>	授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td>	免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td>	免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td>	免許状に記載する氏名
○ 免許状の種類 <td>授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td></td>	授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td>	授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td>	免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td>	免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td>	免許状に記載する氏名
○ 免許状の種類 <td>授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td></td>	授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td>	授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td>	免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td>	免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td>	免許状に記載する氏名
○ 免許状の種類 <td>授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td></td>	授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td>	授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td>	免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td>	免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td>	免許状に記載する氏名
○ 免許状の種類 <td>授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td></td>	授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td>	授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td>	免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td>	免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td>	免許状に記載する氏名
○ 免許状の種類 <td>授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td></td>	授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td>	授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td>	免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td>	免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td>	免許状に記載する氏名
○ 免許状の種類 <td>授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td></td>	授与年月日 <td>授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td></td>	授与権者 <td>免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td></td>	免許状の番号 <td>免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td> </td>	免許状に記載する本籍地 <td>免許状に記載する氏名</td>	免許状に記載する氏名

次の修了確認期限は、この記載で確認できます。

「免許状更新講習免除証明書」にも『次の修了確認期限』が記載されています。
また、「修了確認期限延期証明書」には『延期後の修了確認期限』が記載されています。

【資料6】免許状更新講習免除申請書

第二十二号様式 (旧免)

大	阪	府	証	紙
3,300円分の大阪府証紙を貼付してください。				

免許状更新講習免除申請書

平成 年 月 日

大阪府教育委員会 様

フリガナ 氏名	生年月日 昭和 年 月 日
現住所 電話番号	本籍地 都道府県
勤務(予定)校・機関	職名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5項括弧書及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状に記載の本籍地

(例)

高等学校教諭1種 国語	平20高1 第0000号	平21. 3. 31	大阪府 教育委員会	大阪 花子	大阪府
----------------	-----------------	------------	--------------	-------	-----

※ 記載欄が足りない場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

2 免許状更新講習の受講の免除事由

- 教員を指導する立場にある者としての免除 (職名)
- 優秀教職員表彰受賞による免除 ※表彰を行った主体・表彰名・受賞日を記入。()
- 免許状更新講習の講師を勤めたことによる免除 ※講師を勤めた講習名・期間を記入。()

〔証明者記入欄〕 ※ 上記2の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。

平成 年 月 日 証明者職・氏名

印
(私印不可)

学校長・園長による証明
(申請者が学校長(園長)の場合は、学校法人理事長による証明)

【資料 8】 新免許状所持者の免許状と旧免許状所持者の免許状

新免許状所持者の免許状

高等学校教諭一種免許状

本籍地 大阪府

氏名 昭和

昭和 年月 日生

平成二十一年三月三十一日

平二一第 号

大阪府教育

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について高等学校教諭一種免許状を授与する。

記

地理歴史

基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等 大阪府立高等学校

修得単位 十二単元以上修得の必修科目

修得単位 教員に就する科目

資格認定試験 試行試験

有効期間の満了の日 平成二十一年三月三十一日

有効期間の満了の日が記載されている。

(※) 複数の教員免許状を有し「有効期間の満了の日」の日付が異なる場合 → もっとも遅い日付の「有効期間の満了の日」が、その者の有するすべての教員免許状についての「有効期間の満了の日」として取り扱われる。

旧免許状所持者の免許状

小学校教諭一種免許状

本籍地 大阪府

氏名 昭和

昭和 年月 日生

昭和六十三年四月九日

昭六三小一第 号

大阪府教育

右の者に教育職員免許法第十六条の定めるところにより小学校教諭一種免許状を授与する。

基礎資格 *

教育機関名等 *

修得単位 *

資格認定試験 *

有効期間の満了の日 *

旧免許状所持者の免許状には「有効期間の満了の日」の記載がない。

(例：一番はじめに授与された免許状の授与日が平成 21. 3. 31 以前であれば、平成 21. 4. 1 以降に新たに別の教員免許状が授与された場合にも、その免許状には「有効期間の満了の日」の記載はなく、旧免許状所持者として取り扱われることには変わりない。)